

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年6月1日(2006.6.1)

【公表番号】特表2005-523182(P2005-523182A)

【公表日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-030

【出願番号】特願2003-585973(P2003-585973)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/32 (2006.01)

A 2 3 L 1/317 (2006.01)

A 2 3 L 1/325 (2006.01)

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

B 6 5 D 75/26 (2006.01)

B 6 5 D 85/50 (2006.01)

A 2 3 B 4/00 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/32 1 0 1

A 2 3 L 1/317 A

A 2 3 L 1/325 E

B 6 5 D 65/40 D

B 6 5 D 75/26

B 6 5 D 85/50 A

A 2 3 B 4/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月4日(2006.4.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリマーフィルムまたは多層ポリマーフィルムの少なくとも1つの層が(1)1種もしくは複数種のE/X/Y共重合体もしくは前記E/X/Y共重合体のアイオノマーおよび任意選択的に酸化防止剤、または(2)(a)36個よりも少ない炭素原子を有する1種もしくは複数種の脂肪族の一官能性有機酸もしくはその塩、(b)1種もしくは複数種のE/X/Y共重合体もしくは前記E/X/Y共重合体のアイオノマー、および任意選択的に(c)酸化防止剤のブレンド、または(1)および(2)の両方より本質的になるポリマーフィルムまたは多層ポリマーフィルムであって、

Eはエチレンから誘導され、XはC₃~C₈の、-エチレン性不飽和カルボン酸から誘導され、そしてYは軟化モノマーから誘導され、

Xが前記E/X/Y共重合体の約3~30重量%であり、そしてYが前記E/X/Y共重合体の0~約30重量%であり、かつ

(a)および(b)の全酸部分の15%~80%、または90%より大きい、または100%が好ましくはマグネシウム、ナトリウム、亜鉛またはそれらの混合物の相当する塩へ中和されていることを特徴とするポリマーフィルムまたは多層ポリマーフィルム。

【請求項2】

前記多層ポリマーフィルムが(2)より本質的になり、かつ、(a)および(b)の全

酸部分の100%がマグネシウム、ナトリウム、亜鉛またはそれらの混合物の相当する塩へ名目上中和されていることを特徴とする請求項1に記載のポリマーフィルムまたは多層ポリマーフィルム。

【請求項3】

前記脂肪族の一官能性有機酸がパルミチン酸、ステアリン酸、オレイン酸、またはそれらの混合物であり、ポリマーフィルムまたは多層ポリマーフィルムが酸素透過性、水透過性、または酸素透過性かつ水透過性であることを特徴とする請求項1または2に記載のポリマーフィルムまたは多層ポリマーフィルム。

【請求項4】

前記多層ポリマーフィルムが(2)より本質的になり、かつ、(a)および(b)の全酸部分の100%がマグネシウム、ナトリウム、亜鉛またはそれらの混合物の相当する塩へ名目上中和され、

前記少なくとも1つの層が(i)0.91g/cc未満の密度を有するメタロセンポリエチレン、(ii)前記メタロセンポリエチレンと低密度ポリエチレンとのブレンド、または(iii)(i)および(ii)の両方をさらに含み、かつ、

前記多層ポリマーフィルムの少なくとも1つの追加層または外層が前記1種もしくは複数種のE/X/Y共重合体または前記(1)1種もしくは複数種のE/X/Y共重合体の酸部分の15~85%が中和された前記E/X/Y共重合体のアイオノマーより本質的になることを特徴とする請求項1、2、または3に記載の多層ポリマーフィルム。

【請求項5】

1ミル厚さに標準化された前記透過性フィルムの酸素透過速度が800cc-ミル/100平方インチ・日・気圧よりも大きいことを特徴とする請求項1、2、3、または4に記載のポリマーフィルムまたは多層ポリマーフィルム。

【請求項6】

両外層が前記(1)E/X/Y共重合体より本質的になり、かつ、中間層が0.91g/cc未満の密度を有するメタロセンポリエチレンまたは前記メタロセンポリエチレンと低密度ポリエチレンとのブレンドより本質的になる3つのポリマー層を含むことを特徴とする請求項1、2、3、または5に記載の多層ポリマーフィルム。

【請求項7】

請求項1、2、3、4、5、または6に記載されたような多層ポリマーフィルム中に包まれたいつでもケース詰めできる肉、魚、ソーセージおよび生鮮食品よりなる群から選択された酸素および/または湿った空気を必要とする食品を含むことを特徴とする包装食品。